

## 千葉県農家レストラン設置認定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）」第3条第4項及び「農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）」第1条第3号ハに基づき、本市の農業振興地域内に設置を計画する農家レストランの取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農家レストラン 耕作又は養畜の業を営む者が多数数に対して、自己の生産する農畜産物又は千葉市内において生産される農畜産物を主たる材料として調理し、これを農業振興地域内において提供する施設をいう。
- (2) 農業振興地域 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に規定する農業振興地域をいう。

### (事業計画の認定)

第3条 この要綱に基づき農家レストランを設置運営しようとする者は、農家レストラン認定申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長へ提出するものとする。

- 2 前項の認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、申請地の土地所有者（自らが所有する場合は除く。）に対しては別紙2により、隣接土地所有者及び当該事業の施行の妨げとなる権利を有する者に対しては別紙3により、当該農家レストランの事業計画について説明し、その同意を得るものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による認定の申請が、別表の要件、かつ、関係法令に適合しているときは、事業計画を認定し、農家レストラン設置認定書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、農業振興地域の農地に影響があるなど本制度の趣旨に鑑みて必要があると認めるときは、前項の認定に必要な条件を付してこれを行うことができる。
- 5 第3項の規定にかかわらず、以下に該当する者は認定申請することができない。

- (1) 千葉県暴力団排除条例（平成24年条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- (3) 暴排条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者

### (事業計画の変更)

第4条 前条第3項の規定による認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、当該農家レストランの事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、農家レストラン変更申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出し、認定を受けるものとする。この場合においては、前条の規定を準用する。

2 市長は、前項の規定による変更認定の申請が、別表に定める要件に適合していると認めるときは農家レストラン変更認定書（様式第4号）により、通知するものとする。

（名義貸しの禁止）

第5条 認定者は、自己の名義をもって、第三者に当該認定に係る事業を行わせないものとする。

（施設の維持管理）

第6条 認定者は、農家レストランについて適正に維持管理するとともに、排水、給水及び換気など、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 認定者は、その事業活動において、苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たるものとする。

（実績報告）

第7条 認定者は、毎年1月1日から12月31日までの実績について、翌年3月31日までに農家レストラン実績報告書（様式第5号）により市長に報告するものとする。

（確認検査）

第8条 市長は、この要綱に必要な農家レストランに関わる帳簿、書類等について、提出を求めることが出来る。

（認定の取り消し等）

第9条 市長は、認定者が第3条、第4条、第5条の規定に違反したときは、当該認定を取り消し、農家レストラン設置認定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 認定者は農家レストランを廃業したときは、速やかに農家レストラン廃業届（様式第7号）を市長に提出するものとする。

3 認定者が第1項の規定により認定を取り消されたとき又は廃業したときは、敷地を農地又は農業用施設として適正に利用するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別表)

項 目	内 容
1 申請者	<p>以下に掲げる項目のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 農業者（市内に在住する者で農地法第52条の2の規定による「農地台帳」に記載されている個人のうち、農地を所有しているもの及び農地を借りているものとそれらの世帯員とする。）</li><li>(2) 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項の規定による農地所有適格法人</li><li>(3) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第60条の規定による農業協同組合</li><li>(4) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項に規定する総合化事業計画の認定を受けている者</li></ul>
2 申請地	<p>以下に掲げる項目のすべてに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 申請者の自己所有地又は申請者が農業振興に資する施設の用途として建物の耐用年数と同時期の長期の賃貸借又は使用貸借による権利を有することが契約済の土地であること。</li><li>(2) 道路幅員については、予定建築物の建築が開発行為を伴わない場合においても、「千葉市開発行為に関する審査基準」によること。</li></ul>
3 営業内容	<p>自己の生産する農畜産物又は市内生産される農畜産物を主たる材料として、量的又は金額的に5割以上使用する施設であること。</p>
4 施 設	<p>以下に掲げる項目のすべてに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 駐車場は施設に見合った適正な台数を確保すること。</li><li>(2) 農家レストランの敷地面積が500平方メートル未満であること。ただし、既存の建物を用途変更する場合はこの限りではない。</li><li>(3) 建築物の規模及び構造は、延べ床面積が150平方メートル以下の平家建であること。ただし、既存の建物を用途変更する場合においては、農家レストランとして使用する部分の延べ床面積が150平方メートル以下とし、平家建に限らないものとする。</li><li>(4) 周囲の景観と調和するように配慮されていること。</li><li>(5) 給水の水源は、原則として公益水道によるものとする。ただし、やむをえず井戸水とする場合は、食品衛生法の基準を満たす水質であること。</li><li>(6) 下水道供用開始区域外において排水を浄化槽で対応する場合においては、適正に放流先が確保されていること。</li></ul>

年 月 日

農家レストラン認定申請書

(あて先) 千葉市長

申請者

住所

氏名

(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印が必要です。

担当者名

連絡先電話番号

千葉市農家レストラン設置認定要綱第3条第1項の規定により、農家レストランの事業計画について、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

添付書類

- 1 農家レストラン事業計画書(別紙1)
- 2 農家レストラン設置基準に係る申請者の要件を証する書類の写し
- 3 法人の登記事項証明書(個人の場合にあつては、運転免許証その他公的機関が発行した証明書)
- 4 農家レストランの位置図、付近の見取図、平面図、立面図及び排水系統図
- 5 農家レストラン計画地の登記事項証明書及び公図の写し
- 6 土地所有者等使用同意書(別紙2)、隣接土地所有者等同意書(別紙3)
- 7 水質検査結果書(水道水以外の水を使用する場合)
- 8 予定メニュー
- 9 その他( )

別紙1

農家レストラン事業計画書

1 施設の概要

レストラン名称 (仮称)				
所在地	千葉市	区	町	
申請地面積	m <sup>2</sup>		レストラン敷地面積	m <sup>2</sup>
申請地地番 ※足りない場 合は別紙に記 入	土地の表示(町名、地番)	地目	地積	所有者以外の権利種類
			m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	
	合計	筆	m <sup>2</sup>	
工期	着工予定年月日	年 月 日		
	竣工予定年月日	年 月 日		
	開設予定年月日	年 月 日		
駐車場台数	大型 台分、乗用車 台分			
営業時間・休日	午前 時から午後 時まで			

2 年間計画 (使用する農産物)

(1) 自己生産物及び市内において生産されたもの

主	使用品目	仕入先	仕入量	仕入額
要 農 産 物		自己・市内		
		自己・市内		
		自己・市内		
		自己・市内		
		自己・市内		
そ の 他		自己・市内		
合 計			①	②

(2) (1) 以外のもの (市外で生産されたもの)

	仕入量	仕入額
	③	④

(3) 材料使用割合

自己生産物及び市内生産物の使用割合(量) 【①/ (①+③)】	⑤	%
自己生産物及び市内生産物の使用割合(金額) 【②/ (②+④)】	⑥	%

※上記の量(⑤)又は金額(⑥)が50%以上となること。

土地所有者等使用同意書

農家レストラン認定申請者（ ）の施行に係る事業については、異議がないので、下記の土地の使用について同意します。

また、同意の前提として、農家レストラン認定申請者から、 年 月 日に事業計画の説明を受け、その内容を確認しました。

年 月 日

土地所有者（権利者）

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印が必要です。

記

- 1 農家レストラン認定申請者の  
氏名又は名称(法人にあつては代表者氏名)
  
- 2 所在地
  
- 3 土地使用の承諾期間 年 月 日～ 年 月 日
  
- 4 土地の一覧

所在及び地番	地目	地積	適用

※所有権以外の権利を有する者の土地がある場合は、適用に権利の種類を明記すること。

年 月 日

隣接土地所有者等同意書

(農家レストラン認定申請者)

様

隣接（土地所有者・耕作者）

住所

氏名

(名称及び代表者の氏名)

電話番号

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、  
本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印が必要です。

農家レストランについて、事業計画に基づき施行することを同意します。

記

- 1 農家レストラン認定申請者の  
氏名又は名称(法人にあつては代表者氏名)
- 2 所在地
- 3 土地の一覧

所在及び地番	地目	地積	備考

農家レストラン設置認定書

千葉県指令 第 号  
年 月 日

様

千葉市長 印

年 月 日付で認定申請のあった下記レストランについて、千葉県農家レストラン設置認定要綱第3条第3項の規定により、認定します。

記

レストラン名称			
所在地	千葉県	区	町
事業区域面積	m <sup>2</sup>	レストラン敷地面積	m <sup>2</sup>
駐車場台数	大型	台分、乗用車	台分
営業時間	午前	時から午後	時まで
認定の条件	・必要な関係法令を遵守すること。		

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。



農家レストラン変更申請書

(あて先) 千葉市長

申請者(レストラン開設者)

住 所

氏 名

(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印が必要です。

担当者名

連絡先電話番号

年 月 日付け千葉市指令 第 号により認定を受けた農家レストランにつきまして、千葉市農家レストラン設置認定要綱第4条第1項の規定により、事業計画の変更について認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

1 変更する内容

項 目	変 更 前	変 更 後

添付書類(変更する該当箇所のみ提出すること)

- 1 農家レストラン事業計画書(別紙1)
- 2 農家レストラン設置基準に係る申請者の要件を証する書類の写し
- 3 法人の登記事項証明書(個人の場合にあつては、運転免許証その他公的機関が発行した証明書)
- 4 農家レストランの位置図、付近の見取図、平面図、立面図及び排水系統図
- 5 農家レストラン計画地の登記事項証明書及び公図の写し
- 6 土地所有者等使用同意書(別紙2)、隣接土地所有者同意書(別紙3)
- 7 水質検査結果書(水道水以外の水を使用する場合)
- 8 予定メニュー
- 9 その他( )

農家レストラン変更認定書

千葉県指令 第 号  
年 月 日

様

千葉県長 印

年 月 日付けで変更申請のあった下記レストランについて、千葉県農家レストラン設置認定要綱第4条第2項の規定により、変更を認定します。

記

レストラン名称			
所在地	千葉県	区	町
事業区域面積	m <sup>2</sup>	レストラン敷地面積	m <sup>2</sup>
駐車場台数	大型	台分、乗用車	台分
営業時間	午前	時から午後	時まで
変更内容			
認定の条件	・必要な関係法令を遵守すること。		

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉県を被告として提起することができます。

農 家 レ ス ト ラ ン 実 績 報 告 書

(あて先) 千葉市長

申 請 者 (レストラン開設者)

住 所

氏 名

(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印が必要です。

担当者名

連絡先電話番号

年 月 日付け千葉市指令 第 号により認定を受けた農家レストランにつきまして、千葉市農家レストラン設置認定要綱第7条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 報告対象期間 年1月1日～ 年12月31日

2 年間実績 (使用した農産物)

(1) 自己生産物及び千葉市内において生産されたもの

主 要 農 産 物	使用品目	仕入先	仕入量	仕入額
そ の 他				
合 計			①	②

(2) (1) 以外のもの (市外で生産されたもの)

	仕入量	仕入額
	③	④

(3) 材料使用割合

自己生産物及び千葉市内生産物の使用割合(量)【①/ (①+③)】	⑤	%
自己生産物及び千葉市内生産物の使用割合(金額)【②/ (②+④)】	⑥	%

3 添付資料 メニュー

農家レストラン設置認定取消通知書

千葉市達 第 号  
年 月 日

様

千葉市長 印

年 月 日付け千葉市指令 第 号により認定した農家レストランにつきまして  
は、下記事由により当該認定を取り消したので、千葉市農家レストラン設置認定要綱第9条第1項  
の規定により、通知します。

記

レストラン名称			
所在地	千葉市	区	町
事業区域面積	m <sup>2</sup>	レストラン敷地面積	m <sup>2</sup>
駐車場台数	大型	台分、乗用車	台分
営業時間	午前	時から午後	時まで
認定取り消しの理由			

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第7号

農 家 レ ス ト ラ ン 廃 業 届

(あて先) 千葉市長

申 請 者 (レストラン開設者)

住 所

氏 名

(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称  
並びに代表者の氏名)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外で  
も、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押  
印が必要です。

担当者名

連絡先電話番号

年 月 日付け千葉市指令 第 号により認定を受けた農家レストランにつき  
まして、下記のとおり農家レストランを廃業しましたので、千葉市農家レストラン設置認定要綱第  
9条第2項の規定により届出します。

記

レストラン名称	
所 在 地	千葉市 区 町
廃 業 年 月 日	年 月 日
廃 業 の 理 由	